

給水装置工事申請書等の様式変更に伴って、給水装置工事施行基準のⅠの「4. 給水装置工事の申請」「5. 竣工検査」を改正します。

改正部分の概要は、以下の2点です。

- ・申請時の添付書類のうち、「水道メーター設置確認書」・「受水槽以下装置施行基準に関する承諾書」を廃止する  
→ 申請書に「給水装置工事については芦屋市の給水装置工事施行基準に基づき、施工致します」の一文を追加し、申請手続きの簡素化をするもの。
- ・竣工検査において、竣工図面を事前に提出する  
→ 事前に竣工図面をチェックし、現場での検査時間の短縮を目的とするもの。

改正部分の詳細については以下を参照ください。

次の表中下線部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

4. 給水装置工事の申請

4.1 給水装置工事の申請

4.1.1 給水装置工事の  
申込み

- 給水装置の新設、改造及び撤去工事をする場合は、給水装置工事申請書、設計図面（平面図、立面図）、その他必要関係書類（表 4.1-1 参照）を添付して、管理者に申込み、その承認を受けること。（条例第6条第1項）
- 給水装置工事申請書の設計図面（平面図、立面図）は、2部提出すること。

表 4.1-1 その他必要関係書類

書類名	添付図書	内容及び部数
小規模中高層建築物 直結直圧給水装置工事計画書	1 見取図（位置図）	2部
	2 給水計画概要書	
	3 給水装置構造図 各階給水装置平面図 給水装置立面図	
	4 水理計算書	
小規模中高層建築物 直結直圧給水方式に関する誓約書		2部
願書（特例直結直圧給水方式）		2部
水道メーター出庫願		1部 （40mm以上又は 20mm×3個以上の場合）
維持管理責任者届		1部
簡易専用水道設置届（写）		1部
簡易専用水道届出事項変更届（写）		1部
貯水槽水質試験成績書（写）		1部
水道管工事依頼書		1部
給水装置工事申請取消届		1部
給水装置廃止届		1部

※貯水槽水質試験は、受水槽及び受水槽以下装置の末端水栓で採水すること。

4.1.2 給水装置工事申  
請書等の審査

管理者は、給水装置工事申請書等の提出があった場合は、この施行基準に基づいて、設計及びその他項目について、必要な書類審査を行う。

なお、管理者は、必要に応じて水理計算書及び関係書類の提出を求めることができる。

改正前

4. 給水装置工事の申請

4.1 給水装置工事の申請

4.1.1 給水装置工事の  
申込み

- 給水装置の新設、改造及び撤去工事をする場合は、給水装置工事申請書、設計図面、その他必要関係書類（表 4.1-1 及び表 4.1-2 参照）を添付して、管理者に申込み、その承認を受けること。（条例第6条第1項）
- 給水装置工事申請書の設計図面は、2部提出すること。

表 4.1-1 その他必要関係書類（1）

書類名	添付図書	内容及び部数
小規模中高層 建築物直結 直圧給水装置 工事計画書	1 見取図（位置図）	・提出資料は、2部。 提出先：水道業務課 ・「特定建築物事前協議届」 対象建築物の場合、 その他詳細図に写しを添 付すること。
	2 給水計画概要書	
	3 給水装置構造図 各階給水装置平面図 給水装置立面図	
	4 水理計算書	
	5 水圧測定結果	
給水装置 工事等の 基本計画書	1 見取図（位置図）	・「特定建築物事前協議届」 対象建築物の場合、3部 （建築指導課2部） （水道業務課1部） ・上記以外の場合、2部 （水道業務課）
	2 給水工事基本計画	
	3 配置平面図	
	4 直圧水道メーター設置図	
	5 受水槽設置図	
	6 給水系統図	
	7 各階給水平面図	
	8 各住戸給水平面図	
	9 その他詳細図	
宅地開発	1 見取図（位置図）	・「宅地開発事前協議届」対 象宅地開発の場合、3部 （建築指導課2部） （水道業務課1部） ・上記以外の場合、2部 （水道業務課）
	2 給水工事基本計画	
	3 配置平面図	
	4 直圧水道メーター設置図	
	5 給水系統図	
	6 各階給水平面図	
	7 各住戸給水平面図	
	8 その他詳細図	

表 4.1-2 その他必要関係書類（2）

書 類 名	添 付 図 書	内 容 及 び 部 数
給水装置工事申請書	給水装置工事設計図書 1 見取図（位置図） 2 給水装置平面図、立面図 3 給水装置工事検査確認書 兼竣工検査願 4 受水槽給水方式の添付図 書	・給水装置工事申請書 1部 ・申請図面 2部 ・給水装置工事検査確認書兼 竣工検査願 1部
水道メーター設置確認書		1部
小規模中高層建築物直結直圧 給水方式に関する誓約書	小規模中高層建築物直結直圧 給水協議書兼確認書の写し	2部
受水槽以下装置施行基準に 関する承諾書		2部
維持管理責任者届		1部
簡易専用水道設置届（写）		1部
簡易専用水道届出事項変更届（写）		1部
貯水槽水質試験成績書（写）		1部
水道管布設工事申請書		1部
給水装置工事申請取消届		1部
給水装置廃止届		1部

※貯水槽水質試験は、受水槽及び受水槽以下装置の末端水栓で採水すること。

#### 4.2 給水装置工事申請書等の審査

管理者は、給水装置工事申請書等の提出があった場合は、この施行基準に基づいて、設計及びその他項目について、必要な書類審査を行う。

なお、管理者は、必要に応じて水理計算書及び関係書類の提出を求めることができる。

## 5 竣工検査

### 5.1 竣工図面の作成

竣工図面の作成は、下記のとおりとする。

- 1 竣工図面は、見取図、平面図、立面図（系統図）とし、管理者が必要と認める場合は、詳細図を作成すること。
- 2 竣工図面の作成部数は、1部とする。
- 3 止水栓（仕切弁）、引込給水管並びにメーター装置のオフセットを正確に記入すること。

### 5.2 竣工検査の受付

- 1 竣工検査は、工事関係者及び申請者等と調整した後、芦屋市指定給水装置工事事業者登録の給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）が3日前までに窓口または電話で申込むこと。
- 2 申込み時に、給水装置工事検査確認書兼竣工検査願および竣工図面を提出すること。電話申込みの場合は、検査前日までに提出すること。
- 3 竣工検査日時を変更又は取消す場合は、竣工検査前日までに主任技術者が連絡すること。

### 5.3 竣工検査

- 1 主任技術者は、給水装置工事の竣工図面を作成し、給水装置工事検査確認書兼竣工検査願を管理者に提出すること。
- 2 主任技術者は、給水装置工事検査確認書兼竣工検査願の内容確認及び1.75MPa（17.9kgf/cm<sup>2</sup>）の耐圧検査（1分間保持）を行うこと。ヘッダー工法については、1.00MPa（10.2kgf/cm<sup>2</sup>）の耐圧検査（1分間保持）とする。  
ただし、新築建物でポリエチレン管等の管を使用している場合又は既存建物で既設管がある場合は、管理者と水圧検査等について協議すること。

### 5.4 竣工検査の要領

竣工検査は、下記の要領に基づき、管理者が行う。

- 1 主任技術者が実施する耐圧検査を確認する。
- 2 竣工図面と現地の給水装置を照合する。
- 3 上記1及び2の後、竣工検査時に現地の給水装置末端から採水し、残留塩素濃度を確認する。
- 4 竣工検査合格後、管理者は門戸に標識（水栓番号）を取り付ける。

## 5 竣工検査

### 5.1 竣工図面の作成

竣工図面の作成は、下記のとおりとする。

- 1 竣工図面は、見取図、平面図、立体図（系統図）とし、管理者が必要と認める場合は、詳細図を作成すること。
- 2 竣工図面の作成部数は、1部とする。
- 3 止水栓（仕切弁）、引込給水管並びにメーター装置のオフセットを正確に記入すること。

### 5.2 竣工検査の受付

- 1 竣工検査は、工事関係者及び申請者等と調整した後、芦屋市指定給水装置工事事業者登録の給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）が3日前までに申込むこと。
- 2 竣工検査日時を変更又は取消す場合は、竣工検査前日までに主任技術者が連絡すること。

### 5.3 竣工検査

- 1 主任技術者は、給水装置工事の竣工図面を作成し、給水装置工事検査確認書兼竣工検査願を管理者に提出すること。
- 2 主任技術者は、給水装置工事検査確認書兼竣工検査願の内容確認及び1.75MPa（17.9kgf/cm<sup>2</sup>）の耐圧検査（1分間保持）を行うこと。ヘッダー工法については、1.00MPa（10.2kgf/cm<sup>2</sup>）の耐圧検査（1分間保持）とする。  
ただし、新築建物でポリエチレン管等の管を使用している場合又は既存建物で既設管がある場合は、管理者と水圧検査等について協議すること。

### 5.4 竣工検査の要領

竣工検査は、下記の要領に基づき、管理者が行う。

- 1 主任技術者が実施する耐圧検査を確認する。
- 2 竣工図面と現地の給水装置を照合する。
- 3 上記1及び2の後、竣工検査時に現地の給水装置末端から採水し、残留塩素濃度を確認する。
- 4 竣工検査合格後、管理者は門戸に標識（水栓番号）を取り付ける。